

Title	秘密情報の保護制度の在り方に関する一考察
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 29: 470-473
Issue Date	2014-10-18
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/12489
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

秘密情報の保護制度の在り方に関する一考察

○加藤浩（日本大学大学院）

1. はじめに

日本における技術情報の保護のうち、不正競争防止法による営業秘密の保護に焦点を当てて、国際条約や欧米、中国、韓国などの諸外国の法制度との比較を行うことで、日本の法制度の今後の方向性について考察する。また、最近、企業において、秘密情報の漏えい事件が発生していることから、このような事例（新日鉄事件、東芝事件）に基づいて、企業経営における今後の方向性について考察を行う。

2. 国際条約における営業秘密に関する規定

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」（1995 年）は、知的財産権全般の保護を規定した条約である。このうち、営業秘密については、TRIPS 協定 39 条 1 項及び 2 項に規定されている。

TRIPS 協定 39 条 1 項では、パリ条約 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を保護しなければならないことが規定されている。このように、TRIPS 協定の加盟国は、国内において、営業秘密の保護が義務化されている。

TRIPS 協定 39 条 2 項では、自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができることが規定されている。

- (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
- (b) 秘密であることにより商業的価値があること
- (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

なお、TRIPS 協定 39 条 2 項の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含むものと解されている。

3. 主要国における営業秘密の保護

営業秘密に関する国際的な保護については、前述の通り、TRIPS 協定に規定があり、加盟国に対して、営業秘密の保護を要求している。しかしながら、営業秘密を保護するための具体的な方法については規定されていないため、主要国における営業秘密の保護を規定する法律の規定や名称などは、国ごとに異なっている。

（１）米国

米国においては、民事については、1979 年に策定された統一営業秘密法（Uniform Trade Secrets Act）をベースとして州法を制定している州が多い。なお、コモンローの集大成であるリステイトメント（restatement）に営業秘密を定義する条項があり、この定義に従って州法を定めている州もある。

刑事については、1996 年に制定された連邦経済スパイ法（Economic Espionage Act）によって、個人又は競合業者による「営業秘密の不正取得」などが刑事罰の対象になっている。

（２）英国

英国においては、営業秘密に関する制定法が存在していない。したがって、コモンローにおける秘密

保持義務違反の法理により、一定の条件の下、秘密情報を取得した者が秘密保持義務を負うことになり、営業秘密を含む秘密情報の漏洩について民事責任が生じている。

刑事については、営業秘密侵害行為が地位の濫用に該当する場合には、2006 年に立法された詐欺法 (Fraud Act 2006) により、地位濫用罪が適用される可能性があると考えられている。

(3) 独国

独国においては、不正に営業秘密を侵害する行為には、民法における不法行為に基づいて損害賠償責任が生じ、一定の要件を満たす場合には、不正競争防止法に基づく差止請求の対象になる。

刑事については、競争の目的や事業主に損害を加える意図をもって、営業秘密を侵害する行為などは、不正競争防止法に基づく刑事罰の対象となる。

(4) 中国

中国においては、窃盗や脅迫等の不正な手段による営業秘密の取得や、約定等に違反する不正な使用・開示行為により被害を受けた事業者は、反不正競争法に基づいて、裁判所に損害賠償の訴えを提起することができ、監督検査部門は、違法行為の停止を命じることができる。

刑事については、刑法に基づいて、一定の営業秘密侵害行為が刑事罰の対象とされている。

(5) 韓国

韓国においては、窃盗・脅迫等の不正な手段で営業秘密を取得等する行為について、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に基づいて、営業秘密の保有者による差止請求、損害賠償請求などが認められている。

また、刑事においても、同じく不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に基づいて、不正の利益を得る目的で、又は企業に損害を加える目的で、その企業の有用な営業秘密を不正に取得ないし使用・開示する行為等が刑事罰の対象とされている。

4. 日本における営業秘密の保護

(1) 経緯

日本では、平成 2 年の不正競争防止法の改正により、営業秘密の保護に関する規定が同法に導入された。当時、TRIPS 協定の国際交渉において、TRIPS 協定の中に営業秘密の保護に関する規定が導入される方向にあったことが背景にあった。

平成 2 年以前は、日本において、営業秘密は、民法の規定によって保護されていた。すなわち、民法上の不法行為、契約責任等による法的保護によるものであった。しかし、これらは金銭的賠償を目的とするものであり、営業秘密を盗取された者が差止請求を行うことはできなかった。その後、平成 2 年の不正競争防止法の改正において、営業秘密の保護が導入され、営業秘密を盗取された者による差止請求が可能となった。この点は、営業秘密の保護強化に向けた重要なステップの一つといえる。

営業秘密侵害に対する刑事罰は、プロパテント政策の下、平成 15 年の不正競争防止法の改正によって導入された。その後、数次にわたる改正を経て、罰則の強化が進められた。

営業秘密に関する規定について、近年の法改正としては、平成 16 年には、民事訴訟手続きが整備され、民事訴訟における営業秘密保護のための秘密保持命令制度、当事者尋問等の公開停止規定が導入された。平成 17 年には、不正競争防止法における「営業秘密侵害罪」の罰則強化として、国外処罰規定、退職者処罰規定、法人処罰規定等の導入などが行われた。平成 18 年には、同じく「営業秘密侵害罪」の罰則強化として、懲役刑の上限を 10 年、罰金刑の上限を 1000 万円、法人重課の上限を 3 億円に引き上げた。さらに、平成 21 年には、同じく「営業秘密侵害罪」の罰則強化として、目的要件の変更、第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入が行われた。最近では、平成 23 年に、刑事訴訟手続の整備として、刑事裁判における営業秘密の秘匿決定や公判期日外での証人尋問等、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続が導入されている。

(2) 現状

日本では、現在、営業秘密の保護に関する規定は、不正競争防止法に置かれており、営業秘密として保護を受けるためには、その情報が、①秘密管理性 (秘密として管理されていること) ②有用性 (事業

活動に有用な情報であること)、③非公知性(公然と知られていないこと)の3つの要件を全て満たしていることが必要であるとされている(不正競争防止法2条6項)。これらの要件は、TRIPS 協定39条2項の規定((a)~(c))に整合したものとなっている。

営業秘密に関する不正競争行為としては、不正競争防止法2条1項4号~9号において、窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為などが規定されている。また、このような営業秘密の不正取得・利用行為等に対して、営業秘密の保有者は、差止請求(同法3条)や損害賠償請求(同法4条)を行うことができる。

日本では、営業秘密侵害に対する刑事罰は、現在、「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」(不正競争防止法21条1項)とされている。このような刑事罰の水準は、国際水準と同等又はそれ以上の水準にあり、たとえば、米国や英国でも、営業秘密侵害に対する刑事罰は、「10年以下の懲役」とされている。なお、営業秘密侵害罪が日本で適用された判例は、これまで11件であり、判決内容については、懲役刑が最長2年6月(全件執行猶予付き)、罰金刑が最高200万円である。

(3) 今後の方向性

日本国内から海外への技術流出が懸念される中、日本企業の営業秘密の国外での使用・開示行為を防ぐための措置を検討する必要がある。現在、不正競争防止法では、2004年の改正によって、日本国外での使用・開示行為についても、営業秘密侵害罪の適用対象とされたものの、日本国外での使用・開示行為に対する重罰化がなされていないため、国内と国外を問わず、使用・開示行為に対する罰則は、一律に「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」として共通である。

これに対して、ドイツでは、営業秘密侵害罪の懲役刑は、通常、「3年以下」であるのに対して、国外での使用・開示の場合には、「5年以下」に重罰化されており、韓国でも、同様に、「5年以下」が「10年以下」に重罰化されている。また、米国では、米国企業の営業秘密を不正に入手した中国企業が中国で安価な商品を製造し、それを米国に輸出する行為に対して、2011年、米国国際貿易委員会(International Trade Commission: ITC)は、関税法337条に違反するという判断を示している(Tian Rui Group Co. Ltd v. ITC 事件(2011/10/11))。

今後は、日本においても、国外での使用・開示行為に対する重罰化を検討し、日本国内から海外への技術流出を防ぐことが重要であると考えられる。

5. 企業経営における営業秘密の保護

(1) 最近の事例

2012年、新日鉄において営業秘密漏えい事件が発生し、新日鉄住金が長い間、改良を重ねた「方向性電磁鋼板」の製造技術が韓国人に盗用された。新日鉄住金は、この技術を営業秘密として管理していたが、2007~08年に、中国の製鉄会社への秘密漏えい事件で韓国検察に逮捕・起訴された元研究員が、「漏えいしたのは新日鉄の技術」と供述したことから発覚したようである。新日鉄住金の営業秘密が韓国に漏えいし、さらに韓国から中国に漏えいした事例であった。

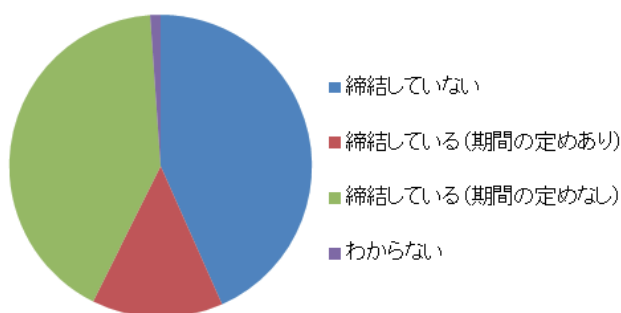
また、2014年には、東芝において営業秘密漏えい事件が発生し、東芝の半導体メモリーに関する研究データを韓国企業に漏らした疑いがあるとして、東芝の提携先の半導体メーカーの元社員について、不正競争防止法違反(営業秘密侵害)容疑で捜査が行われた。この元社員は、提携先の社員として東芝の半導体メモリー開発拠点の四日市工場(三重県)に勤務していた2008年ごろ、東芝の営業秘密に該当する研究データを不正に記録媒体にコピーし、韓国半導体大手企業に漏らした疑いがもたれている。この元社員は、東芝の提携先を退職後、上記韓国半導体大手企業に転職したことから、東芝は不正競争防止法違反容疑で刑事告訴した。

(2) 課題

日本企業における営業秘密管理の状況は、従業員との秘密保持契約を締結できていない企業が約43%(中小企業では約66%)にのぼるなど、営業秘密の管理が十分に浸透していない。これに対して、米国では、海外における米国企業のセキュリティ環境を向上させるために、企業と政府からなる海外セキュリティ・アドバイザリー協議会(OSAC: Overseas Security Advisory Council)を設置し、ガイドラインの発行や、海外で必要な対策の提示などを行っている。また、米国政府におけるスパイ防止活動及び安全保障のための機関として、Office of National Counterintelligence Executive (ONCIX) が設置

され、米国政府、米国民間部門などに対し、スパイ防止活動の戦略策定や支援を行っている。

今後は、日本においても、米国の「OSAC」、「ONCIX」などの取組みを参考に、産業界と政府が一体となり営業秘密保護に関する情報共有や検討などを行う体制の構築が必要であると考えられる。



【従業員との秘密保持契約の締結】

※知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」（2013年6月）に基づいて作成

（３）今後の方向性

産業界において、新たな発明を営業秘密（ノウハウ）として秘匿するか、特許出願するか判断の一つとして、「製造方法は営業秘密として秘匿する」という考え方などがあり、多くの製造特許がノウハウとして保護されていると考えられる。また、特許出願した場合にも、明細書に記載していない部分はノウハウとして保護されていることがある。このように、営業秘密の保護は、特許出願と密接な関係があり、重要な役割を担っている。

今後、営業秘密の保護が国際的に強化されるとすれば、多くの企業において、営業秘密の保護について、これまで以上に重視した知的財産戦略が推進されるものと考えられる。営業秘密として秘匿するか、特許出願するか判断基準についても、十分な検討が必要になろう。

6. おわりに

本稿では、日本における技術情報の保護のうち、不正競争防止法による営業秘密の保護に焦点を当てて、国際条約や欧米、中国、韓国などの諸外国の法制度との比較を行うことで、日本の法制度の今後の方向性について考察した。また、最近、企業において、秘密情報の漏えい事件が発生していることから、このような事例（新日鉄事件、東芝事件）に基づいて、企業経営における今後の方向性について考察を行った。

今後とも、不正競争防止法が改正され、営業秘密の適切な保護の下、日本企業における営業秘密の管理も推進され、日本の産業競争力が強化されていくことに期待したい。

参考文献

1. 知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」2013年6月
2. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2014」2014年6月
3. 特許庁「特許行政年次報告書」2014年6月
4. 産業構造審議会「諸外国における営業秘密管理について」2009年10月
（産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会「営業秘密の管理に関するワーキンググループ」（第三回）配付資料）